

■博士前期課程（修士論文）

<看護学コースおよび看護実践学コース高度実践看護学プログラム>

1. 学位論文審査基準

修士学位論文には、「看護学」に関連する独創的かつ学術的な内容が求められる。前期課程において獲得される研究者としての基盤は、研究倫理に基づき、研究目的に合致した妥当な研究活動の遂行に表れるものであり、学術論文にはその研究活動が総合され、研究の成果が論理的にまとめられている必要がある。そこで、修士学位論文は以下のような審査基準をすべて満たすことが求められる。

【修士論文の審査基準】

- ①看護学の発展に向けた明確な問題意識に基づき研究テーマを設定している。
- ②研究計画時から論文完成までの全過程において研究倫理を遵守している。
- ③テーマに関連した国内外の文献を包括的に検討し研究目的を明確にしている。
- ④研究目的に合致した妥当な研究方法論を適用しており、適用の根拠が明瞭である。
- ⑤研究目的に合致した妥当なデータ収集を行っており、その妥当性の根拠が明瞭である。
- ⑥研究目的に合致した妥当な分析を行っており、その妥当性の根拠が明瞭である。
- ⑦研究成果の独創性について適切な文献を用いて論述している。
- ⑧研究成果の看護学的意義が明瞭である。
- ⑨研究の限界を踏まえて、研究成果の適用範囲と残された課題を明らかにしている。
- ⑩文献引用が適切であり、論理的に整合性のある論述がなされている。

2. 審査委員の体制

審査委員会は、主査1名（主指導教員以外）、副査2名以上から成る審査体制とし、計画段階から複数指導を徹底する。

3. 審査の方法およびその項目

1) 口述審査

審査委員会は、大学院生のプレゼンテーションに引き続き、質疑を行い十分な時間をかけて審査する。

2) 論文発表

口述審査の後、論文発表会において、大学院生は当該研究に関わる発表 15 分、質疑応答 10 分を行う。

審査委員会は、修士論文および論文発表の内容について、学位論文審査基準に基づき審査し、合議のうえ審査結果報告書を作成する。教授会は、審査結果報告書に基づき、学位論文審査基準に照らして最終審査結果の合否判定を行う。

■博士前期課程（修士研究報告書）

< 看護実践学コース看護管理学プログラム >

1. 学位論文審査基準

修士研究は、看護管理者が取り組む課題解決に関する内容で、現状分析の適切性、設定した目的・目標の妥当性、実践の倫理性、独創性および成果の学術的・社会的意義が高く、応用可能性をふまえて論理的にまとめられている必要がある。修士研究は計画審査に合格し、以下の審査基準を満たすことが求められる。

【修士研究審査基準】

- ①計画書に基づいて遂行している。計画変更の場合には、その根拠を記述している。
- ②結果を質的あるいは量的データをもとに記述し、評価を行っている。
- ③文献を活用して結果を説明している。
- ④論理的かつ整合性のある記述をしている。
- ⑤倫理的な配慮をしている。
- ⑥組織における課題解決の意義を記述している。
- ⑦①-⑥をもとに、プロジェクトをどのように遂行し、評価したかについて質疑応答を通して明らかにしている。
- ⑧プロジェクトの取り組みを通して、管理者としての能力がどのように開発されたかについて、根拠を示しながら説明している。

2. 審査委員の体制

審査委員会は、主査1名、副査2名以上からなる審査体制をとるものとし、主査は指導教員が兼ねる。

3. 審査の方法およびその項目

1) 口述審査

審査委員会は、大学院生のプレゼンテーションに引き続き質疑を行い、修士研究報告書の内容について、学位論文審査基準に基づき十分な時間をかけて審査し、合議のうえ審査結果報告書を作成する。

教授会は、審査結果報告書に基づき、学位論文審査基準に照らして最終審査結果の合否判定を行う。

2) 論文発表

論文報告会において、大学院生は当該研究に関する発表15分、質疑応答10分を行う。

< 看護実践学コース特定看護学プログラム >

1. 学位論文審査基準

修士研究は、地域包括ケアシステムにおける自部署の役割と使命に基づき、社会的意義の高い課題を取り上げ、特定行為を活用した解決計画を立案、実施し、学術知見からその成果を検証し、地域包括ケアの発展に資する考察を行い、論理的にまとめられている必要がある。修士研究は計画審査に合格し、以下の審査基準を満たすことが求められる。

【修士研究審査基準】

- ①看護学の発展に資する社会的意義及び倫理性が高い課題を設定している。
- ②課題解決計画は、目的及び目標が明確かつ妥当であり、解決方策の実現性が高い。

- ③結果を質的あるいは量的なデータをもとに記述し、目標に照らした評価を行っている。
- ④文献および先行事例を活用し結果を説明している。
- ⑤論理的かつ整合性のある記述をしている。
- ⑥倫理的配慮を行っている。
- ⑦組織における課題解決の意義を論述している。
- ⑧課題解決のプロセスの説明を通して、地域包括ケアシステムの推進に向けた意義を明確にできる。
- ⑨課題解決を通して、特定看護師としての能力がどのように開発されたかについて、根拠を示しながら説明している。

2. 審査委員の体制

審査委員会は、主査1名、副査2名以上からなる審査体制をとるものとし、主査は指導教員が兼ねる。

3. 審査の方法およびその項目

1) 口述審査

審査委員会は、大学院生のプレゼンテーションに引き続き質疑を行い、修士研究報告書の内容について、学位論文審査基準に基づき十分な時間をかけて審査し、合議のうえ審査結果報告書を作成する。

教授会は、審査結果報告書に基づき、学位論文審査基準に照らして最終審査結果の合否判定を行う。

2) 論文発表

論文報告会において、大学院生は当該研究に関する発表15分、質疑応答10分を行う。

■ 博士後期課程（博士論文）

1. 学位論文審査基準

博士學位論文は、「看護学」に関連する独創性、新規性、普遍性、論証性がある内容で、研究成果の学術的価値が高く、倫理的な研究活動に基づき、学術論文として論理的にまとめられており、その成果は学術的な独創性と学際性を有し、国際的公表に値する必要がある。そこで、博士學位論文は以下のように審査基準をすべて満たすことが求められる。

【博士論文の審査基準】

- ①看護に関わる現象を対象として研究テーマを適切に設定している。
- ②研究計画時から学位論文提出までの全過程を通して研究倫理を遵守している。
- ③研究テーマ設定の適切性と重要性を国内外の文献により論述している。
- ④国内外の研究論文を包括的かつ広範囲に文献検討し、研究目的を明確化している。
- ⑤研究目的を達成するために妥当な研究方法論を適用しており、適用の根拠が明瞭である。
- ⑥研究結果の産出に向け妥当なデータ収集、分析方法が用いられている。
- ⑦研究成果の新規性、看護学的・学術的意義について文献を用いて論証している。
- ⑧研究成果は、看護学の発展に寄与するとともに、学際性を有し、社会的貢献度が高く、国際的公表に値する。
- ⑨引用文献を適切に用いて、産出した研究成果の普遍性を論述している。
- ⑩論文構成が適切であり、専門用語や概念を的確に活用して、論理的に整合性のある論述がなされている。

2. 審査委員の体制

審査委員会は、主査1名（主指導教員以外）、副査3名以上から成る審査体制をとる。

3. 論文審査の方法

審査委員会は、大学院生の博士論文について、剽窃の有無も含めて研究論文を個別に審査する。

剽窃チェックは、主指導教員が審査用論文に対し実施する。審査委員会は、大学院生のプレゼンテーションに引き続き質疑を行い、十分な時間をかけて審査する。

論文審査の後、論文発表会において、大学院生は当該研究に関わる発表15分、質疑応答10分を行う。

審査委員会は、博士論文および論文発表の内容について、学位論文審査基準に基づき審査し、合議のうえ審査結果報告書を作成する。教授会は、審査結果報告書に基づき、学位論文審査基準に照らして最終審査結果の可否判定を行う。

■ 5年一貫博士課程（博士論文）

1. 学位論文審査基準

【博士論文審査の視点】

- ① 研究計画書に沿って研究が進捗したかどうか、変更があったのであれば適切な理由に基づくものであるか。
- ② 研究結果が根拠に基づき、的確・明確に記載されているか。
- ③ 研究結果について先行文献を用い、多方面からの検討を加え、深く考察しているか。
- ④ 論文の体裁（構成、文章の表現力、論旨の一貫性、引用文献の記載方法）が適切であるか。
- ⑤ 研究の全過程を通して倫理的配慮が十分に行われたか。
- ⑥ 実践及び社会への貢献度の高い研究成果が産出されているか。
- ⑦ 災害看護学の研究として適切かつ重要なテーマであるか。
- ⑧ 研究目的が明確であるか。
- ⑨ テーマに関する知識・概念が十分に検討され、和文献、海外文献の包括的かつ広範な検討により、研究の位置づけ、意義を明確にしているか。
- ⑩ 研究目的を達成するための方法論が明確に示され、データ収集方法、分析方法などが具体的に検討されているか。それらが妥当なものであるか。

2. 審査委員の体制

5年一貫博士課程は共同大学院の形態で運営しており、大学院生の博士論文の作成過程においては、大学院生の本籍大学の専任教員のうち1名を主研究指導教員、他の構成大学の専任教員より1名ずつを副研究指導教員とし、必要に応じて構成大学外から選定した有識者等を加えた計5～7名による体制で研究指導を行っており、主研究指導教員、副研究指導教員の教授及び准教授から3名以上及び構成大学院の他専攻、構成大学内または構成大学外の有識者から1名以上の計5名からなる審査委員会による審査体制をとっている。また、主研究指導教員、副研究指導教員から選出された3名のうち1名を主査としている。

3. 審査の方法およびその項目

1) 学位論文審査

審査委員会は大学院生のプレゼンテーションに引き続き、口述審査を行う。学位論文審査基準に基づき、災害看護学の博士の学位論文として適切な内容であるか、また、どのような貢献があるかについて審査を行う。

2) 最終試験

審査委員会は学位論文審査に引き続き、災害看護グローバルリーダーとしての学修成果に関するプレゼンテーションを大学院生に求め、その内容を踏まえて、災害看護に関する多くの課題に的確に対応し解決できる、国際的・学際的指導力を発揮するグローバルリーダーとしての高度な実践能力、研究能力に関連する事項の修得状況について、口頭試問により確認を行う。

学位論文審査及び最終試験については、TV会議システムを用いたプレゼンテーションと質疑によって行う。審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験が終了したときは、速やかにその結果を共同教育課程運営委員会に文書で報告し、共同教育課程運営委員会は、学位授与の判定部会において合否の審議を行う。審議結果は大学院生の本籍大学の研究科の教授会に報告し、承認を得る。